

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和6年1月10日

高松地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 高松地方検察庁 令和6年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日
令和6年1月10日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和4年3月頃から同年4月9日までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
被告人らが構成する特殊詐欺グループの構成員が共謀の上、
 - ア 弁護士や老人ホームのあっせん業者等（後記4(1)を参照）を装って被害者に電話をかけ、老人ホームへの入居権譲渡に関する問題解決のためには、一時的に現金を支払う必要があるなどとうそを言うなどして被害者をだまし、これを信じた被害者に現金を宅配便等で個人宛てに送付させた後、その宅配ボックスから回収する方法によりだまし取った行為（主な犯行態様につき後記4(4)アを参照）
 - イ 被害者の親族を装って被害者に電話をかけ、仕事でミスをして至急お金が必要になったなどとうそを言うなどして被害者をだまし、これを信じた被害者方付近まで出向いて現金等の交付を受けだまし取った行為（主な犯行態様につき後記4(4)イを参照）
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 犯行に使用された氏名、団体名等
シミズ、セト、オオゼキ、イシカワ、ハラダ、フクイ、ハセガワ、サカモト、モトヤマ、チバ、イトウ、シミズコウジ、ハセガワヨシカズ
「三井ホーム」「三井ホームズ」「損保ケア」「損保ジャパン」「金融庁」「弁

護士」「配達員」

- (2) 被告人らが現金送付先に指定した場所（検察官が把握しているもの）
東京都内の個人方
- (3) 被告人らが被害者との通話に使用した電話番号(検察官が把握しているもの)
03-3525-7004、03-6709-2273、03-3518-5847、03-3525-7359、03-3525-7072、
03-6275-2318、03-6709-2904、03-3518-5963、03-5906-9003、03-3525-7178、
03-5810-2873
- (4) 主な犯行態様
 - ア 弁護士や老人ホームのあっせん業者等になりすまして被害者に電話をかけ、次のようなくそを言うなどして現金を宅配便等で個人方宛てに送付させた上、その宅配ボックスから回収する方法によりだまし取る。
 - ① 新しくできた老人ホームに入居する権利が当選した、あるいは、地元民のあなたに優先して入居する権利がある。
 - ② 入居希望がないなら、他の希望者に権利を譲ってほしい、あるいは、名義を貸してほしい。
 - ③ 名義貸しは犯罪、詐欺罪で逮捕される、あるいは、金融庁が調査に入って財産を差押さえられるなどと不安をあおる。
 - ④ 逮捕や調査を免れるためには、いったん〇〇万円を振り込む必要がある。
 - ⑤ 弁護士に相談し、金融庁に差し押さえられる前に、預貯金は出金し、保険も解約して現金化し、いったん弁護士に預けておいた方がいい。
 - ⑥ 手続終了後、現金は全額返還される。
 - イ 被害者の息子になりすまして被害者に電話をかけ、次のようなくそを言い、被害者方付近まで出向いた上、現金等の交付を受けてだまし取る。
 - ① 仕事でミスをして至急お金が必要になった。
 - ② 金券同様のカードが入った大事な書類の宛先を間違えてポストに入れてしまった。悪用されると大変なことになるので、得意先にお願いして現金決済することになった。
 - ③ 上司がお金を用意してくれたが足りない。自分が悪いので協力したい。うちからも出せないか。

- 5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金41万6,012円
- 6 支給申請期間 令和6年1月10日から同年2月19日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 被告人の氏名 田島 翔
- (2) 裁判所名 高松地方裁判所
- (3) 裁判年月日 令和5年2月22日
- (4) 確定年月日 令和5年4月10日
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、共犯者らと共謀の上、

ア 弁護士等を装って被害者に電話をかけ、老人ホームあるいは介護施設の入居権譲渡に関する問題解決費用等の名目で現金をだまし取るとともに、同現金をマンションの一室に架空人を受取人として宅配便で発送させ、同マンションの宅配ボックスに到達させて回収することにより、犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと考え、令和4年3月上旬から同年4月9日までの間、複数回にわたり、被害者5名に対し、同問題を解決するためには指示通り現金を送付する必要がある旨うそを言い、東京都内の架空人宛てに前記のとおり現金在中の荷物（現金合計1,835万円分）を宅配便で発送させた上、設置された宅配ボックスに送達させて回収し、もって人を欺いて財物を交付させるとともに犯罪収益の取得につき事実を仮装した。

イ 他人の親族（被害者の息子）になりすまして被害者に電話をかけ、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、令和4年4月4日頃から同月5日までの間、複数回にわたり、被害者2名に対し、仕事でミスをして至急お金が必要になったなどうそを言い、被害者方付近において現金合計270万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

(罪名)

詐欺（刑法第246条第1項）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（令和4年法律第97号による改正前の同法第10条第1項前段）

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒760-0033 高松市丸の内1番1号

高松地方検察庁 犯罪被害回復給付金担当

電話番号087-825-2045（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（高松地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（高松地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。